

2025年1月21日

報道関係者各位

国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学

公立大学法人 奈良県立医科大学

## 奈良先端科学技術大学院大学と奈良県立医科大学が 一般社団法人奈良先端医工科学連携機構を設立

～大学等連携推進法人の認定を目指して～

### 【概要】

奈良先端科学技術大学院大学（奈良県生駒市）と奈良県立医科大学（奈良県橿原市）は、このたび一般社団法人奈良先端医工科学連携機構を設立しました。本法人は、両大学の教育研究水準の向上、大学の機能強化に資するとともに、医学、工学及び関連諸科学の緊密な連携並びに共創の輪の拡大によるイノベーションの創出を通じて地域の発展に寄与することを目指すものです。

両大学は、2009年3月に相互協力に関する包括協定を締結して以来、教育・研究を中心に活発な交流を行い、医工連携を推進してまいりました。本法人の設立は、これまで両大学が積み重ねてきた医工連携の成果を一層発展させる重要な一歩となります。医学と工学、さらにはAIなどの最新技術を融合させ、次世代の医療と社会福祉に寄与することを目指します。

### ◆奈良先端科学技術大学院大学の特徴

科学技術分野に特化した国立の大学院大学として1991年に設立されました。

情報科学・バイオサイエンス・物質創成科学の3領域の研究を中心としながら、これらの融合領域研究も推進しています。

様々な大学・学部で学んだ国内の学生に加え、世界45か国・地域から学生を受け入れています。また、トップレベルの研究者である教員が世界各国から集まっています。この多様性が、最先端研究の原動力となり、異なる視点・アイデア・アプローチが結集し、日々、新発見や新技術が生まれています。

### ◆奈良県立医科大学の特徴

1945年に県内唯一の医師養成機関として設立され、2004年には4年制の看護学科を開設し、1学年2学科の医科大学として着実に発展を続けています。本年は開学80周年という節目を迎えるとともに、4月には古都奈良らしいデザインを採り入れた新キャンパスが開校します。

医学、看護学及び関連領域で活躍できる人材を育成し、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学及び看護学の発展を図り、地域社会に広く貢献しています。

また、MBT（医学を基礎とするまちづくり）構想を展開しており、医学的知見を活かした産業創生にも貢献しています。

※大学等連携推進法人：2つ以上の大学等の設置者を社員とする一般社団法人で、それらの大学の連携の推進を目的とするのものとして、文部科学大臣の認定を受けたもの

つきましては、関係資料を配布するとともに、下記のとおり記者発表を行いますので、是非ともご出席くださいますよう、お願い申し上げます。

## 記

### <日時>

2025年1月27日（月）午前11時30分～（1時間程度）

### <開催方法>

現地開催

### <場所>

奈良先端大学際融合棟2号館1階研修ホール

※別紙をご参照ください。

### <出席者>

一般社団法人奈良先端医工科学連携機構 代表理事 塩崎 一裕  
（奈良先端科学技術大学院大学 学長）

一般社団法人奈良先端医工科学連携機構 副代表理事 細井 裕司  
（奈良県立医科大学 理事長・学長）

奈良県知事 山下 真

### <参加申込要領>

参加申込フォームよりお申込みください。

※別紙をご参照ください。

会場準備の都合がありますので、1月23日（木）頃までにお申込みください。

### <取材に関するお問い合わせ先>

奈良先端科学技術大学院大学 企画総務課 渉外企画係

TEL：0743-72-5063/5112 FAX：0743-72-5011 E-mail：s-kikaku@ad.naist.jp

奈良県立医科大学 総務広報課

TEL：0744-22-3051（内線2204） FAX：0744-25-7657 E-mail：koho@naramed-u.ac.jp

<別紙>

## 会場について

- 本学までの交通アクセスは右の QR コード又は以下 URL をご覧ください。

<https://www.naist.jp/accessmap/>



- キャンパスマップ

番号 **16** が正面玄関です。

番号 **4** の研修ホール（学際融合領域研究棟 2 号館 1 階）にお越しください。



## 参加申込みフォーム

- 右の QR コード又は以下 URL からお申込みください。

<https://business.form-mailer.jp/fms/1f655ccb272511>

申込み完了後、完了メールが届きます。

- 1 月 23 日（木）頃までにお申し込みください。



一般社団法人

医療と工学の未来を創る  
新たなイノベーションの拠点

# 奈良先端医工科学連携機構 設立

*Medical Science and Technology Collaboration NARA* (略称:MSTeC NARA)  
エムステック

定款 第3条(目的):

この法人は、国立大学法人**奈良先端科学技術大学院大学**と  
公立大学法人**奈良県立医科大学**との大学等連携推進業務を  
実施することにより、教育研究水準の向上、大学の機能強化に  
資するとともに、医学、工学及び関連諸科学の緊密な連携  
並びに共創の輪の拡大によるイノベーションの創出を通じて  
地域の発展に寄与することを目的とする。



1月中に**大学等連携推進法人**としての認定申請(文部科学省)

一般社団法人

医療と工学の未来を創る  
新たなイノベーションの拠点

# 奈良先端医工科学連携機構 設立

Medical Science and Technology Collaboration NARA (略称:MSTeC NARA)  
エムステック なら

## 大学等連携推進法人とは？

2つ以上の大学等の設置者を社員とする一般社団法人で、  
それらの大学の**連携**の推進を目的とするのものとして、  
文部科学大臣の認定を受けたもの

**連携**の例： 連携開設科目、共同教育課程、共同FD・SD研修  
産学連携窓口の共同設置  
教育研究施設の共同利用、物品の共同調達、合同イベント

国公立など設置者の異なる大学等が様々な目的で  
連携を深めるため大学等連携推進法人を設立

FD (ファカルティ・デベロップメント) : 大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究  
SD (スタッフ・デベロップメント) : 大学の管理運営や教育・研究等に関わる教職員に必要な知識及び技能を習得させ、  
並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるなどの取組

一般社団法人

医療と工学の未来を創る  
新たなイノベーションの拠点

# 奈良先端医工科学連携機構 設立

*Medical Science and Technology Collaboration NARA* (略称:MSTeC NARA)  
エムステックなら

## MSTeC NARAの目指すところ:

これまでの両大学の教育研究交流を基盤とする**医工連携**の推進

## MSTeC NARA 設立時体制:

- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 代表理事  | 塩崎 一裕 (NAIST 学長)                |
| 副代表理事 | 細井 裕司 (奈良医 理事長・学長)              |
| 理事    | 太田 淳 (NAIST 副学長)、嶋 緑倫 (奈良医 副学長) |
| 監事    | 山田 陽彦 (奈良医 監事)                  |

# 大学等連携推進法人について

## 制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。

(一般社団法人) ○○**地域大学ネットワーク機構**

**理事会**  
(理事3人以上、監事1人以上、  
代表理事1人)  
法人の業務執行の決定

法人の業務を執行

**社員総会**  
法人に関する重要事項  
の決議

・意見具申  
・業務の実施状況  
の評価

※評議会の設置は任意

**大学等連携推進  
評議会**

※学識経験者、産業界等で構成

①申請



②認定



文部科学大臣

※ 法人には、毎事業年度終了後に事業報告書や計算書類等の提出・公表を求める

### 大学等連携推進方針

- 連携の推進を図る意義、大学等連携推進業務に関する事項
- 連携開設科目の開設・共同教育課程の編成（大学間の役割分担含む）などの連携内容とその目標 等

### 大学等連携推進業務（例）

- 教育機能の強化：大学間における教学上の連携に係る管理（協議の場の運営等）
- 研究機能強化：産学連携・地域との協働に関する事業の共同実施、研究施設の共同管理、知的財産の共同管理
- 運営効率化：FD・SDの共同実施、事務の共同実施、物品・ソフトウェアの共同調達

### 大学等連携推進法人における教学上の大学間連携

- 連携開設科目の開設、連携開設科目を活用した教職課程の共同設置、共同教育課程（共同学位）での各大学修得単位数の引下げ等

「社員」として参画

「社員」として参画

「社員」として参画

「社員」として参画

参加法人(大学を設置する者)

(例) 国立大学法人



国立大学

(例) 公立大学法人



公立大学

(例) 学校法人



私立大学

※全学的な参画に限らず学部単位、学位プログラム単位での参画も可能



・研究開発法人  
・高等専門学校  
・関係自治体  
等

### 大臣による認定基準（例）

- 大学等連携推進業務を主たる目的とすること
- 大学等連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 大学等連携推進方針を策定し、インターネットの利用などの適切な方法により、公表していること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること